

# 貨物コンテナを活用した自転車輸送実証実験業務 特記仕様書

## 1 業務の方針

本市では、これまで地方創生の柱に自転車を軸とした観光振興を掲げ、各種取組を進めてまいりましたが、国内からの宿泊を伴うビワイチサイクリストの集客や、アフターコロナを想定したインバウンド市場の再開に向けて、長期滞在と海外誘客の受入の観点では、大型荷物である自転車の輸送方法が確立していないことが課題として挙げられます。

また、自転車は二酸化炭素を排出しないアクティビティではありますが、目的地までの輸送はほとんどが自家用車によるものであり、サステイナブルツーリズムの観点から、貨物コンテナを活用した自転車輸送の検討を行うもので、自立した事業展開に向け輸送の日数・コスト、輸送対象物の安心安全な輸送に向けての課題、また将来的な自転車以外の輸送の可能性の整理等について社会実証実験を実施するものです。

## 2 本業務の概要

- (1) 自転車輸送における現状把握および課題整理、地域の受け入れ態勢の調査
- (2) 貨物コンテナによる自転車輸送の企画・実施・運行管理
- (3) 実施結果の事業調査・分析および意見交換会の実施
- (4) メディア・SNS を活用した情報配信・発信
- (5) 上記(1)～(4)の実施報告書のとりまとめ

## 3 履行の期間

契約締結日から令和4年11月30日まで

## 4 業務の内容

- (1) 自転車輸送における現状把握および課題整理、地域の受け入れ態勢の調査
  - ア 本業務では、「自転車輸送における現状把握と課題整理」「貨物コンテナによる自転車輸送」「鉄道事業者等関係者との意見交換」「SNS を活用した情報発信」を基本とし業務実施計画および工程についてと打ち合わせを行うこと。また、打合せ後速やかに、業務実施計画書及び工程表を作成し委託者に提出すること。
  - イ 業務を進める過程において、適宜、委託者等と調整し必要に応じて工程表の見直しを行うこと。
  - ウ 現状把握については全国的な本市だけではなく、全国の類似自治体における輸送方法を調査研究した上で、本市を取り巻く課題の整理を実施すること。また、地域の受け入れ態勢については、湖岸エリア等の事業者へヒアリングを実施すること。

## (2) 貨物コンテナによる自転車輸送の企画・実施・運行管理

- ア 本業務で輸送する自転車の荷主（実証実験への参加者）については、発注者と協議の上決定すること。
- イ 自転車の輸送に際し必要な関係機関への協力依頼・連絡調整は原則として受注者がおこなうこと。国・県などへの許認可申請が必要な場合は、発注者が申請した方が円滑に調整できる場合等に限り、発注者が行うこととする。
- ウ 予定数量
  - ①貨物コンテナに積載する自転車は最大で 20 台までとする。使用するコンテナは 12ft コンテナを 1 基とする。
  - ②積載する自転車については、20～27 インチのサイズを標準とする。
- エ 運行範囲について
  - ①東京都内から守山市内までの往復輸送を行うこととし、鉄道輸送については東京貨物センターから京都貨物駅までの間とする。
  - ②貨物駅から集荷場所（出発地・目的地）までの距離は最大 30 k m 以内の範囲とし、会場準備は受注者にて行うこと
- オ 運行管理について
  - ①自転車の梱包及び開梱について、ダンボールへの梱包及び開梱、開梱後の梱包材等の回収・処分は受注者が行うこと。搬送に必要な表示ラベル・梱包資材等については受注者が準備すること
  - ②運行中は、コンテナ内に振動計を設置し、記録を取ること。
  - ③自転車の搬出、搬入等について、出発地からの搬出時および目的地への搬入時においては、必要に応じ搬送経路となる床及び壁には事前に養生を行い、作業終了後は撤去すること。養生等の方法については事前に受注者と打合せを行うものとする。

## (3) 実施結果の事業調査・分析および意見交換会の実施

- ア 自転車輸送の日数・コスト、輸送対象物の安心安全な輸送に向けての課題調査や、団体利用での商品化に向け分析を行うこと。
- イ 鉄道事業者および運送事業者、参加者等関係者へ事業評価アンケートを実施し、併せてエリア内事業者へヒアリングを行い、受け入れ側の課題や改善点について取りまとめ課題整理し、意見交換会を実施すること。

## (4) メディア・SNS を活用した情報配信・発信

- ア 上記(1)から(3)での実施業務、今回の実証実験が周知されるよう SNS、メディアを活用する中、情報発信施策を受注者により企画・実施すること。

イ 発注者によるホームページ等の広報・情報発信が必要と判断された場合、事前に発注者と協議し、発注者の行う活動を積極的に支援すること。(例：記者へのリリース資料の作成、市ホームページへの情報掲載など)

#### (5) 報告書のとりまとめ

ア 業務完了後は遅滞なく発注者へ報告書を提出すること。なお、書式は任意書式でかまわないが、当初企画内容や途中協議内容等を踏まえた結果がわかる内容としてまとめること。

イ 本業務で実施した(1)から(4)の内容の実施効果については受注者にて検証をし、実施効果についてもまとめること。

### 5 成果物

本業務の成果物として、以下を提出すること。

#### (1) 業務実績報告書 1部

※報告書書式は任意とし、事業実施状況を実施風景の写真を添えて報告書にまとめること。

### 6 その他

○本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議するものとする。

○新型コロナウイルス感染拡大予防のため、今後、国や県等の要請により、仕様書の記載内容の実施が困難となる場合やイベント時期の延期または中止となる可能性がある。この際、遅滞なく発注者と協議し、仕様書の変更等について発注者が認めた場合につき、適宜対応するものとする。

○撮影等で使用した写真、データの著作権については、発注者に帰属するものとする。

○その他、撮影等については以下のとおり。

ア 調査、取材、撮影において、警察との協議や許可申請、各施設への取材協力依頼や交渉が発生した場合、原則として受注者にて対応すること。ただし、業務を実施するうえで、発注者により各種調整、取材等に対応した方が好ましいと判断される場合は、発注者と協議の上、受注者とともに対応することとする。

イ 発注者の所有する写真素材や観光パンフレット等の既存資料が必要な場合、受注者の求めにより提出するものとする。

ウ 撮影に際し、被写体の手配、特殊な機材や備品が必要な場合、原則として受注者にて行うこと。ただし、発注者と協議し、発注者が承諾した場合は発注者により手配することを妨げない。